

事業系有料ごみ処理券及び粗大ごみ品目別手数料等の改定について

平成 29 年 10 月 1 日の廃棄物処理手数料改定に伴い、以下により事業系有料ごみ処理券の料金及び粗大ごみの品目別手数料を同日付で改定する。

1 事業系有料ごみ処理券の料金の改定

事業系一般廃棄物に有料ごみ処理券を添付して排出する場合の手数料が、1 kg 40 円となることに伴い、次のとおり料金を改定する。

ごみ処理券の種別	現行料金		改定料金		差額	
	1 セット	1 枚 あたり	1 セット	1 枚 あたり	1 セット	1 枚 あたり
10 ㊦券(1 セット 10 枚)	690 円	69 円	760 円	76 円(※)	70 円	7 円
20 ㊦券(1 セット 10 枚)	1,380 円	138 円	1,520 円	152 円	140 円	14 円
45 ㊦券(1 セット 10 枚)	3,100 円	310 円	3,420 円	342 円	320 円	32 円
70 ㊦券(1 セット 5 枚)	2,415 円	483 円	2,660 円	532 円	245 円	49 円

※算定式：1 ㊦あたり 0.19kg 換算で 10 ㊦券を基準に、券種ごとに算定（小数点以下切捨て）。

よって、10 ㊦ $\times$ 0.19kg $\times$ 40 円= 76 円/枚となる。

他の券種の場合、例えば 45 ㊦券 1 枚では $76 \times 4.5 = 342$  円となる。

2 粗大ごみの品目別手数料の改定

粗大ごみの手数料は、主に品目別に単価を設定しており、次のとおり手数料を改定する。

(1) 単価が 300 円から 400 円となる主な品目

- ・ 布団
- ・ 電気掃除機
- ・ 扇風機
- ・ いす（ソファーを除く）
- ・ 自転車（16 インチ未満のもの）
- ・ ストーブ（ファンヒーターを除く）
- ・ テーブル又は座卓（最大辺が 100 cm 未満のもの）
- ・ 箱物家具（幅と高さの合計が 135 cm 以下のもの）

(2) 単価が 700 円から 800 円となる主な品目

- ・ ソファー（1 人用のもの）
- ・ 自転車（16 インチ以上のもの）
- ・ ストーブ（ファンヒーター）
- ・ テーブル又は座卓（最大辺が 100 cm 以上 150 cm 未満のもの）
- ・ 箱物家具（幅と高さの合計が 135 cm を超え 180 cm 以下のもの）

(3) 単価が 1,000 円から 1,200 円になるもの

- ・ 畳 (一畳)
- ・ テーブル又は座卓 (最大辺が 150 cm 以上のもの)
- ・ シングルベッド、セミダブルベッド
- ・ ベッドマット (シングル・セミダブル)
- ・ 箱物家具 (幅と高さの合計が 180 cm を超え 270 cm 以下のもの)

(4) 単価が 1,800 円から 2,000 円になる主な品目

- ・ ソファ (2 人以上用のもの)
- ・ ダブルベッド
- ・ ベッドマット (ダブル)
- ・ 箱物家具 (幅と高さの合計が 270 cm を超え 360 cm 以下のもの)

(5) 単価が 2,500 円から 2,800 円になる主な品目

- ・ 両そで机
- ・ 箱物家具 (幅と高さの合計が 360 cm を超えるもの)  
※箱物家具とは、タンス、戸棚、サイドボード、下駄箱、隙間家具等の総称

### 3 臨時ごみの手数料改定

植木の剪定や引越しなどで一度に多量のごみ(45ℓのごみ袋で5袋以上)を出す場合は、家庭ごみでも有料(臨時ごみ)としているが、当該料金について改定する。

改定後の処理単価である 1 kg あたり 40 円 (改定前は 36 円 50 銭) に、1 ℓ を 0.19 kg に換算し、相当のリットル数と乗算後、100 円未満を切捨て、改定金額を算定した。

(算定例)

- ・ 45 ℓ 袋の料金 300 円 → 300 円 (据置)

$40 \times 0.19 \times 45 \text{ ℓ} = 342 \text{ 円}$  となり、100 円未満を切捨て 300 円となる。結果、料金は据え置きとする。  
現行料金でも、 $36.5 \times 0.19 \times 45 \text{ ℓ} = 312 \text{ 円}$  で 100 円未満を切捨て 300 円としている。

- ・ 70 ℓ 袋の料金 400 円 → 500 円 (100 円増額)

$40 \times 0.19 \times 70 \text{ ℓ} = 532 \text{ 円}$  となり、100 円未満を切捨て 500 円とする。  
なお現行料金は、 $36.5 \times 0.19 \times 70 \text{ ℓ} = 485 \text{ 円}$  で 100 円未満を切捨て 400 円としている。

### 4 その他

料金改定前のいわゆる旧券の使用可能期限や還付(払戻し)の取扱いについては、以下の通り 2 3 区共通の扱いとし、各区において関連規則に規定することとした。

(1) 旧券の使用期間及び還付請求期限

- ・ 料金改定後、旧券の使用可能な期間は 1 か月間とする。
- ・ 還付請求期限は、使用期限から 5 年経過後の当該月末とする。

(2) 券種別の期限

券種	使用期限	還付請求期限
平成 20 年 4 月 1 日改定分	——	平成 30 年 10 月末
平成 25 年 10 月 1 日改定分	平成 29 年 10 月末	平成 34 年 10 月末